

第93期定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年8月25日（木曜日）
午前10時（開場時刻：午前9時）

場所

東京都港区赤坂四丁目9番9号
当社本社3階会議室

日本国土開発株式会社

証券コード 1887

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、本株主総会につきましては、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。株主様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、極力、書面又はインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。
なお、株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第93期定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 5
第2号議案 定款一部変更の件 6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 8

添付書類

■ 事業報告 14
■ 連結計算書類 40
■ 計算書類 43
■ 監査報告書 46

株主総会会場ご案内図

証券コード 1887
2022年8月4日

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目9番9号
日本国土開発株式会社
代表取締役社長 朝 倉 健 夫

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、本株主総会につきましては、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。株主様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、極力、書面又はインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、2022年8月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月25日（木曜日） 午前10時（開場時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都港区赤坂四丁目9番9号
当社本社3階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第93期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第93期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

〈新型コロナウイルス感染予防措置に関するお知らせ〉

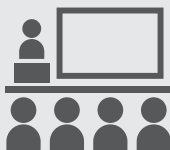
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。株主総会当日は、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
- ・ご来場を検討されている株主様は、当日までの健康状態を十分ご確認のうえ、マスク着用やアルコール消毒液の利用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただく予定です。発熱が認められた方や、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合や、事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当社ウェブサイト (<https://www.n-kokudo.co.jp/>)】

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年8月25日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付下さい。
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

行使期限 2022年8月24日（水曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限 2022年8月24日（水曜日）午後5時30分まで


スマートフォンをご利用の株主様



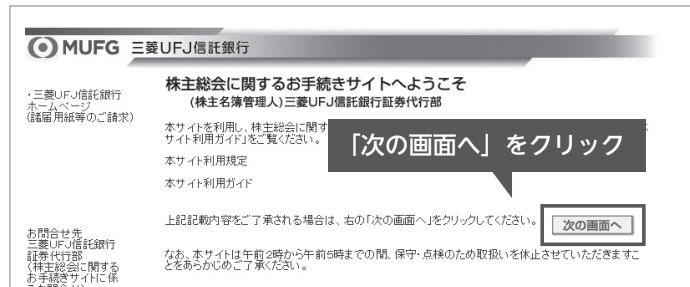
スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！次頁のインターネットによる議決権行使のご案内および同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。なお、再行使する場合は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要となります。次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧下さい。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

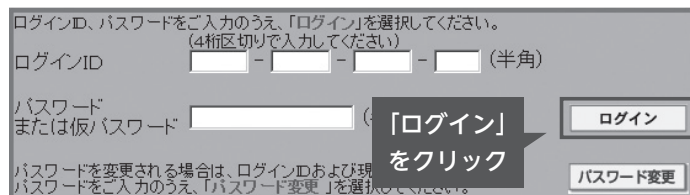
インターネットによる議決権行使のご案内

 インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>




！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株あたり16円とするとともに、その他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金10円を加えた年間配当金は、1株あたり26円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類		金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金16円 総額	1,425,453,664円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日		2022年8月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	5,000,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="359 163 545 228">第7章 附則 (新設)</p> <p data-bbox="163 662 485 772">(附則の削除日) 第2条 (条文記載省略) (新設)</p>	<p data-bbox="964 163 1146 193">第7章 附則</p> <p data-bbox="783 201 1191 231">(電子提供措置等の効力発生日)</p> <p data-bbox="768 231 1347 420">第2条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生じるものとする。</u></p> <p data-bbox="828 443 1347 639">2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="783 662 1256 722">(附則の削除日) 第3条 (条数繰下げ、条文現行通り)</p> <p data-bbox="828 745 1347 904">2. 本附則第2条および本項は、<u>2023年3月1日または本附則第2条第2項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは本総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	あさ くら たけ お 朝 倉 健 夫 再任	代表取締役社長 社長執行役員 CEO 兼 戦略本部長
2	そ ね いち ろう 曾 根 一 郎 再任	取締役 副社長執行役員 COO 兼 管理本部長 CFO
3	もち づき なお ゆき 望 月 尚 幸 再任	取締役 副社長執行役員 建築事業本部長 兼 安全品質環境本部管掌
4	たか つ ひろ あき 高 津 浩 明 再任 社外	社外取締役
5	まつ いし ひで たか 松 石 秀 隆 新任 社外	—
6	とう げ ゆき え 唐 下 雪 絵 新任 社外	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">あさ くら たけ お 朝 倉 健 夫 (1954年9月17日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1977年4月 当社入社 2001年2月 当社経営企画室企画グループリーダー 2005年8月 当社土木本部土木部長兼技術事業センター副所長 2007年8月 当社執行役員土木統轄本部副本部長兼土木営業部長 2008年6月 当社執行役員土木統轄本部長 2008年8月 当社取締役執行役員土木統轄本部長 2009年8月 当社取締役執行役員土木統轄本部長兼土木営業部長 2011年6月 当社取締役執行役員土木統轄本部長 2011年8月 当社常務取締役東京本店長 2013年8月 当社代表取締役社長 2017年9月 当社代表取締役社長社長執行役員 2018年8月 当社代表取締役社長社長執行役員CEO 2020年8月 当社代表取締役社長社長執行役員土木事業本部長CEO兼COO 2021年6月 当社代表取締役社長社長執行役員CEO兼戦略本部長(現任)</p>	167,368株
<p>[取締役候補者とした理由] 候補者は、2013年8月から代表取締役社長として、当社グループの経営の指揮を執り、業績の向上や東京証券取引所への再上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に対して大きな功績をあげております。これらの実績や豊富な経験から、当社グループの持続的な成長に必要な人物であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> <p>[取締役会への出席状況] 100% (17回中17回出席)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p>そ ね いち ろう 曾 根 一 郎 (1960年3月25日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1982年4月 当社入社 2005年6月 当社九州支店事務部長 2010年6月 当社九州支店営業部長 2014年6月 当社九州支店長 2015年6月 当社関連事業部長 2016年6月 当社執行役員関連事業部長 2017年4月 当社執行役員経営企画室副室長 2018年8月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 2018年9月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼つくば未来センター管掌 2019年8月 当社取締役専務執行役員関連事業本部長兼つくば未来センター管掌 2020年4月 当社取締役専務執行役員関連事業本部長 2021年6月 当社取締役副社長執行役員管理本部長 2022年6月 当社取締役副社長執行役員COO兼管理本部長 CFO(現任)</p>	54,153株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、2018年8月から取締役として経営全般に携わり、その後当社第三の柱である関連事業や管理本部の要職を歴任しその役割を適切に果たしております。同氏の豊富な業務経験と卓越した行動力は、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (17回中17回出席)</p>			
3	<p>もち づき なお ゆき 望 月 尚 幸 (1963年6月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1987年4月 清水建設株式会社入社 2017年4月 同社建築総本部東京支店副支店長 2019年1月 PwCコンサルティング合同会社入社、シニアマネージャー 2020年4月 当社入社、執行役員建築事業本部副本部長 2020年8月 当社取締役常務執行役員建築事業本部長 兼生産・物流事業部長 2021年6月 当社取締役副社長執行役員事業部門統括COO 兼建築事業本部長 2022年6月 当社取締役副社長執行役員建築事業本部長 兼安全品質環境本部管掌 (現任)</p>	12,900株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、長年に亘る建設会社における豊富な経験を有するとともに、建設業におけるコンサルタントとしての経歴から、建設事業における豊富な知見と優れた経営戦略能力を有しております。2020年8月から建築事業本部長として強い指導力を発揮し積極的な事業運営を進めてきました。当社の建築事業ならびに事業部門全般に強力なリーダーシップを発揮していただき、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (17回中17回出席)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	たか っ ひろ あき 高 津 浩 明 (1952年10月2日生) 再 任 社 外	1977年 4月 東京電力株式会社入社 2011年 6月 同社常務取締役お客さま本部長 2012年 6月 東光電気株式会社入社、代表取締役社長 2014年 6月 株式会社東光高岳代表取締役社長 2018年 6月 同社代表取締役会長 2019年 6月 同社顧問 2019年 8月 当社取締役 (現任)	2,761株
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕 候補者は、企業において代表取締役として経営に携わった経歴から豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社におきましては、2019年8月の取締役就任後、これまで当社グループの業務執行に対する適切な監督と、経営全般への助言を頂いております。選任後は引き続き、社外取締役として、経営に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。 〔取締役会への出席状況〕 100% (17回中17回出席)			
5	まつ いし ひで たか 松 石 秀 隆 (1957年2月22日生) 新 任 社 外	1981年 4月 株式会社リコー入社 2000年 10月 株式会社リコー販売事業本部SCM革新センター所長 2003年 1月 西東京リコー株式会社社長 2005年 4月 リコー東北株式会社社長 2008年 4月 株式会社リコー販売事業本部事業戦略センター所長 2009年 4月 同社販売事業本部MA事業部長 2009年 7月 リコーITソリューションズ株式会社代表取締役社長 2014年 4月 株式会社リコーグループ執行役員 (常務執行役員) リコーリース株式会社代表取締役社長執行役員 2016年 6月 株式会社リコー常務執行役員日本販売事業本部長 リコージャパン株式会社代表取締役社長執行役員CEO 2018年 4月 株式会社リコー専務執行役員CFO 同社経営企画本部長 2018年 6月 株式会社リコー取締役 2021年 4月 同社コーポレート専務執行役員 同社経営企画部部長	0株
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕 候補者は、当社の主たる事業である建設業とは異なる事業を行う会社において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な知識を有しています。選任後は、社外取締役として、「企業経営」「財務会計」、及び「営業」の分野において、これまでに培ってきた経験と知見を活かして、当社の経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	とうげゆきえ 唐下雪絵 (1966年12月22日生) 新任 社外	1999年 5月 公認会計士登録 2003年 2月 公認会計士唐下雪絵事務所所長（現任） 2007年 6月 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役（現任） 2019年 3月 マブチモーター株式会社社外取締役（監査等委員） 2019年 6月 株式会社セブン銀行社外監査役（現任）	0株
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕 候補者は、公認会計士としての専門的な知識、会計・システムのコンサルタントとしての豊富な見識、及び当社の主たる事業とは異なる事業を行う会社における経営監査の実績を有しております。選任後は、社外取締役として、「財務会計」「人材開発」、及び「ICT・DX」の分野において、これまで培ってきた経験と知見を活かして、当社の経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の所有する当社の株式数には、日本国土開発投資員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 唐下雪絵氏は、フェリーチェコンサルティング株式会社の代表取締役、株式会社セブン銀行社外監査役を務めておりますが、両社と当社との取引はありません。
4. 高津浩明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、取締役に再任された場合には引き続き独立役員に指定する予定であります。
5. 松石秀隆氏、唐下雪絵氏は新任の社外取締役候補者であります。当社は、両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づき両氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は高津浩明氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
7. 当社は松石秀隆氏、唐下雪絵氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告29頁（4.（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。取締役の候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 高津浩明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
10. 唐下雪絵氏の戸籍上の氏名は、飯島雪絵であります。

ご参考

本招集通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役会の多様性は以下の表のようになります。

氏 名	主な専門的経験分野					
	企業経営	財務会計 ファイナンス	法務 コンプライアンス	人材開発	ICT・DX 技術開発 建設技術	営業 マーケティング
朝倉 健夫 代表取締役社長 社長執行役員CEO 兼戦略本部長	○				○	○
曾根 一郎 取締役副社長執行役員COO 兼管理本部長CFO	○	○				
望月 尚幸 取締役副社長執行役員 建築事業本部長 兼安全品質環境本部管掌	○				○	○
高津 浩明 取締役 (社外)	○			○	○	
松石 秀隆 取締役 (社外)	○	○				○
唐下 雪絵 取締役 (社外)		○		○	○	
増成 公男 取締役常勤監査等委員	○	○	○			
大橋 正春 取締役監査等委員 (社外)			○			
鴨志田 文彦 取締役監査等委員 (社外)	○	○	○			

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まり、徐々に持ち直す傾向にありますが、国内外での再拡大には継続して注意が必要です。また、ウクライナ情勢によって生じた地政学的リスクや、これに伴う金融資本市場の不安定な変動など、先行きについては不透明な状況が続いております。

国内建設業界におきましては、民間建設投資において、巣ごもり需要によるEC市場の拡大に加え、アフターコロナを見据えた設備投資意欲の向上が見られました。また、国土強靱化計画等を背景とする関連予算の執行により、公共建設投資は一定の底堅さを維持しました。しかし、受注競争の激化や建設資材の価格高騰等の影響もあり、厳しい事業環境が続いており、先行きについては引き続き注視が必要な状況となっております。

このような状況のなか、2019年度から3カ年計画で取組んでまいりました『中期経営計画2021 Move75 Phase I』においては、震災復興事業の収束を見越し、事業ポートフォリオ改革を着実に進行してまいりました。その結果、再生可能エネルギー・不動産開発事業を主とする関連事業が成長し、3カ年計画の最終年度である当連結会計年度においては、全体に占める営業利益の割合は73%に達し、親会社株主に帰属する当期純利益の計画達成にも大きく寄与しました。以上から、当社グループの財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比7.6%増の126,790百万円となり、営業利益は前期比24.7%減の7,957百万円、経常利益は前期比20.7%減の8,398百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比4.2%減の7,389百万円となりました。

また、事業別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しており、セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(土木事業)

受注高は、前期比29.6%減の48,096百万円となりました。売上高は、前期比0.7%減の55,148百万円であり、セグメント利益は、前年同期に寄与した好採算案件が竣工により減少したことに伴い前期比83.9%減の628百万円となりました。

(建築事業)

受注高は、前期比34.5%増の93,731百万円となりました。売上高は、前期比8.5%増の58,984百万円であり、セグメント利益は、前年同期に寄与した好採算案件が竣工により減少したことに伴い前期比69.6%減の1,542百万円となりました。

(関連事業)

受注高は、前期比67.9%増の13,774百万円となりました。売上高は大型販売用不動産の売却により前期比66.9%増の13,855百万円、セグメント利益は、大型販売用不動産の売却に伴う収益及び前年に完成した自社事業である松島どんぐり太陽光発電所が寄与したことに伴い前期比255.7%増の5,823百万円となりました。

(参考) 当社の主な受注工事・完成工事は、次のとおりであります。

・受注工事

国土交通省関東地方整備局	R 3 多摩川左岸二子玉川築堤護岸工事
ソーラー・フィールド合同会社	小松沢太陽光発電所建築工事
野村不動産株式会社・総合地所株式会社	(仮称) Landport柏 I 新築工事
大和ハウス工業株式会社	(仮称) 千葉富士見プロジェクト新築工事

・完成工事

東総地区広域市町村圏事務組合	広域最終処分場建設工事
大阪広域水道企業団	送水管布設工事 (千里幹線バイパス管・吹田市ほか) 3工区
東京都港区	(仮称) 芝浦第二小学校等整備工事
角文株式会社	安城南明治第一地区優良建築物等整備事業 (安城南明治市有地活用事業)

なお、当社の次期繰越高は175,642百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2,859百万円で、このうち主なものは太陽光発電施設の建設及び工事建設用機械の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため金融機関とコミットメントライン（融資枠）契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく当期末の借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

これからの建設事業は、インフラ新設の市場が縮小し、特に当社規模の事業者においては一過性ではない厳しい環境が今後継続するものと考えております。この状況を打開するため、当社グループとしては機械化・DX化を成し遂げるとともに、建設業界においてサプライチェーンとなり得る、高い専門性を有するグループ企業の活用により、利益生産性の向上を目指してまいります。さらに、安定した収益基盤の拡大を図るため、関連事業にも引き続き注力し、開発投資を継続してまいります。

また、近年多発する自然災害、脱炭素社会に向けた取り組み、人口減少問題による建設業の担い手不足、デジタル社会の到来など、社会が大きく変化していくなか、当社の独自の強みを創造してまいります。

以上のような環境の変化に対応するため、当社グループは2022年度をスタートとする3カ年計画「中期経営計画2024」を策定いたしました。

①日本国土開発の目指すべき姿

当社創業の歴史は、戦後荒廃した国土の復興にあり、重機をオペレーター付きでレンタルする事業から始まりました。人力主体の工事方式から建設機械を活用した工事方式へ転換し、社会課題であった「建設業の生産性革命」を実現しました。我々は建設の機械化・DX化を成し遂げ、再び「建設業の生産性革命」を社会に提供し、世の中の社会課題を解決する「先端の建設企業」となり、経営理念である「もっと豊かな社会づくりに貢献する」を実現してまいります。

日本国土開発が目指す姿

社会課題を解決する「先端の建設企業」

建設業の概念を超えた「先端の建設企業」となり、世の中のありとあらゆる社会課題を解決し、地球規模で新しい価値を提供する企業となる

「先端の建設企業」とは何か？

- 機械化・DX化 で「省人化などの生産性向上」に取り組み
- 働き方改革 で「安全で働きやすい会社」となり
- 変化対応力 で「強靱な事業ポートフォリオ」を構築する

これらを支える4つの取り組みに注力する

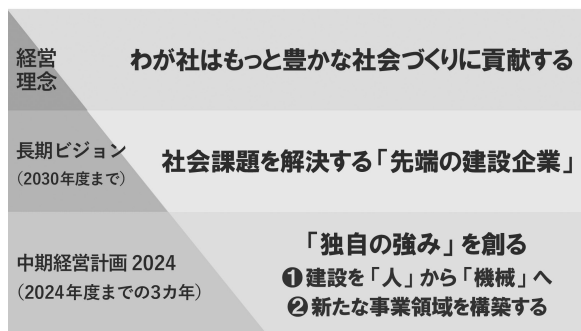
ESG経営 + 人財戦略 + DX戦略 + 資本戦略

②長期ビジョン及び中期経営計画の期間見直しについて

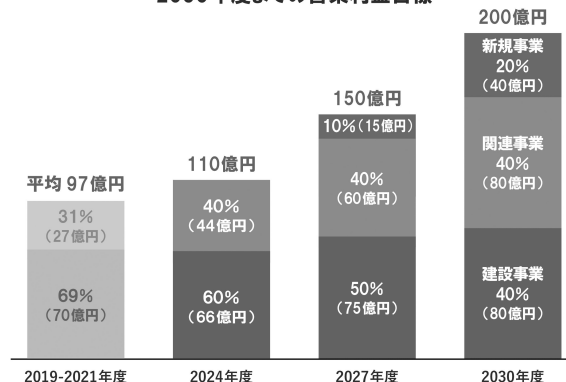
前中期経営計画でも長期ビジョンに「建設×マシナリー× ICT」を掲げ、生産性向上を目的に機械化を推進してきました。今後はさらにDX（Digital Transformation）を加えて、建設事業において、さらなる利益生産性の向上を図るとともに、当社グループにしかない「独自の強み」を創出して新たな事業領域を構築し、一定領域でのシェアを高めることでグループ全体の高収益化を図ります。

「中期経営計画2024」では、建設事業の利益改善と関連事業の拡大を進め、新規事業創出に打ち込む期間とし、新たな事業ポートフォリオの構築を推進していきます。

長期ビジョンと中期経営計画2024

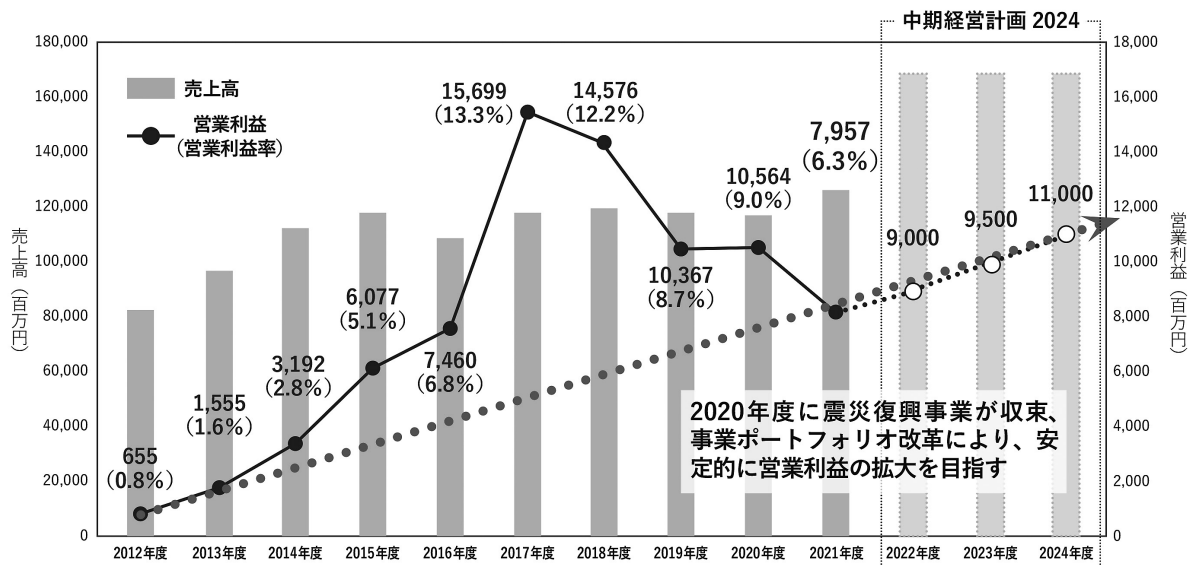
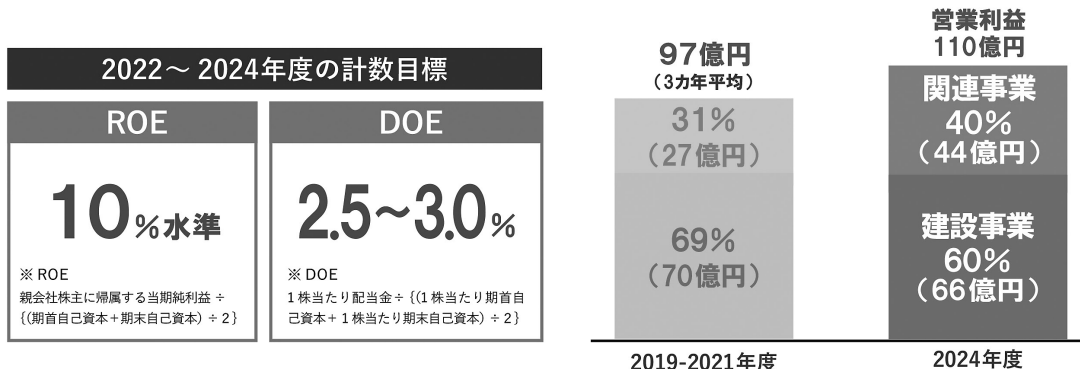


2030年度までの営業利益目標



③中期経営計画の位置づけ

2024年度までの3カ年中に「ROE10%」水準の体制を再構築することを目標とします。また、株主還元については、目標とした配当性向30%を継続的に実施してきましたが、今後はより継続的に安定した株主還元を実施するため、株主資本を基準とする「DOE」を採用します。各年度で「DOE2.5~3.0%」水準の達成を目標とし、合わせて機動的に自己株式を取得するなど中長期的な株主価値向上を目指します。



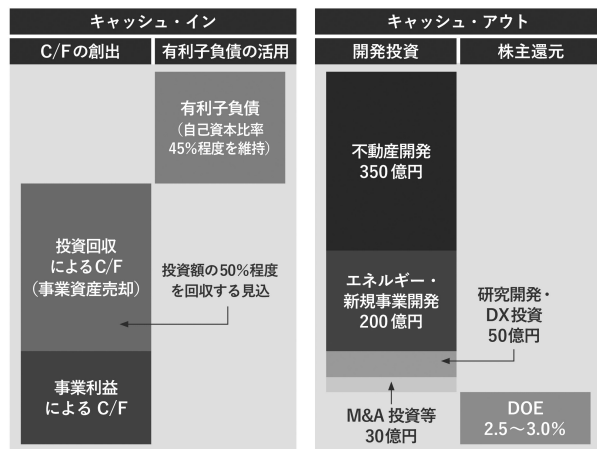
④資本戦略

開発投資（不動産・エネルギー・新規事業）を拡大し、安定収益基盤のさらなる拡大と適時適切な資産の入れ替えによる資本効率の維持向上を図ります。業務のDX化及びR&D投資も積極的に行い、建設事業の利益改善と新技術の開発を進め、M&A・アライアンスにも注力していきます。

<投資実績と計画>

投資内容	前中期経営計画・実績 (2019～2021年度)	中期経営計画 2024 (2022～2024年度)
不動産開発投資	138億円	350億円
エネルギー・ 新規事業開発投資	146億円	200億円
研究開発・DX投資	26億円	50億円
M&A投資等 (海外事業含む)	31億円	30億円
投資額の合計	341億円	630億円

<キャッシュフロー>

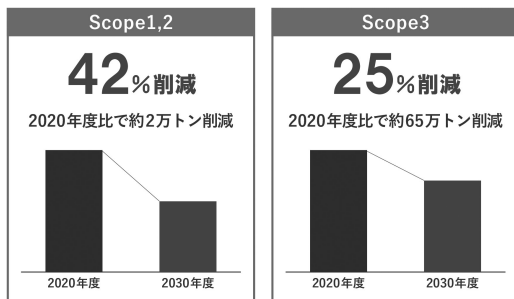


⑤ESG経営の推進

国連が定める持続可能な開発目標「SDGs」が、当社の経営理念「わが社はもっと豊かな社会づくりに貢献する」と方向性を一にするものとして、SDGsの達成を経営計画の目標の一つとして位置づけ、ESG経営上の重要課題（マテリアリティ）を設定しています。新中期経営計画の策定にあたり、脱炭素、働き方改革・健康経営、労働・安全・衛生、企業統治に関する非財務情報のKPI（重要業績評価指標）を新たに設定しました。

長期ビジョンで掲げた「先端の建設企業」になるべく、KPIの達成に向けた各種取り組みを推進していきます。

2030年度までのCO₂排出削減量（SBT申請中）



※ Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、電気の使用）
 ※ Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 ※ Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）
 ※ SBT（Science Based Targets）：パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2°Cを下回る水準に抑え、また1.5°Cに抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した5年～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標

具体的な取り組み

- ・営業車などのHV・EV化
- ・現場重機のバイオ燃料使用、HV化
- ・本社・支店・営業所・作業所の再エネ導入、廃棄物の削減
- ・高炉材の電炉材への変更
- ・ZEB・ZEHの推進、創エネ導入提案
- ・回転式破砕混合機（ツイスター）によるCO₂削減
- ・スクレーパによる運搬車等の削減 など

働き方改革・健康経営・女性活躍（2024年度まで）

当社は経営トップ自らが健康管理最高責任者（CHO）となり、2018年9月に「健康経営宣言」を制定。働き方改革や健康経営、女性活躍推進などを積極的に推進しており、NO.1のホワイト企業を目指しています。



労働・安全・衛生（2024年度まで）

建設の機械化・DX化を促進させ、「人」が行う作業を「機械」に置き換え、担い手不足の解消、安全で働きやすい建設企業となるため、「労働環境の改革」を進めていきます。

※度数率：100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数のごとで災害発生頻度を表す



コーポレートガバナンス（2024年度まで）

「先端の建設企業」を目指すために、ガバナンス体制の強化（コンプライアンスの徹底）のほか、DX関連や建設業以外の知見を有した社外取締役の増加、女性役員の選任を推進していきます。

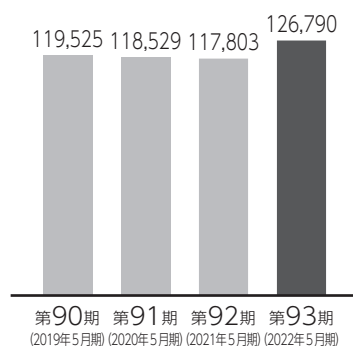


(5) 財産及び損益の状況の推移

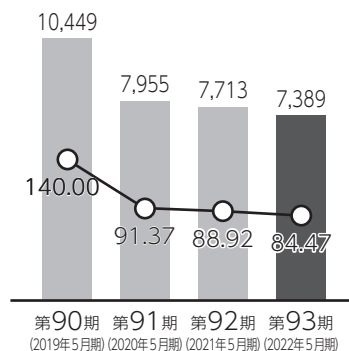
	第90期 (2019年5月期)	第91期 (2020年5月期)	第92期 (2021年5月期)	第93期 (当期) (2022年5月期)
売上高 (百万円)	119,525	118,529	117,803	126,790
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	10,449	7,955	7,713	7,389
1株当たり当期純利益 (円)	140.00	91.37	88.92	84.47
総資産 (百万円)	129,212	133,937	148,766	154,724
純資産 (百万円)	64,296	68,317	74,211	79,946

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しており、第93期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

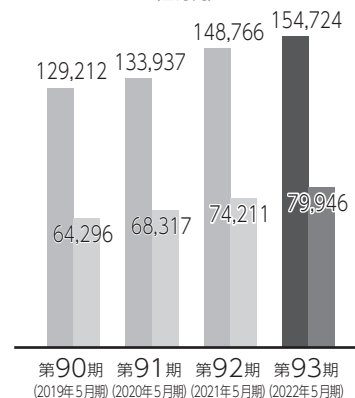
売上高 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) /
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 / 純資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況 (2022年5月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
国土開発工業株式会社	300	100.0	建設事業、建設用機械の製造・販売
コクドビルエース株式会社	90	100.0	建設事業、保険代理業

(7) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

当社グループは、建設事業及び開発事業ならびにそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-4)第1000号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(13)第1756号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2022年5月31日現在)

①当 社

本 社 東京都港区赤坂四丁目9番9号

事 業 所 東京支店 (東京都港区)、東北支店 (仙台市)、名古屋支店 (名古屋市)、
大阪支店 (大阪市)、九州支店 (福岡市)

海 外 拠 点 シンガポール支店 (シンガポール)、台湾支店 (台北市)

研究開発拠点 つくば未来センター (茨城県つくば市)

②重要な子会社

国土開発工業株式会社 (神奈川県厚木市)

コクドビルエース株式会社 (東京都港区)

(9) 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,106名(300)	31名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
884名(182)	13名増	40.9歳	13.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、再雇用社員及び契約社員を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 再雇用社員とは、雇用定年を迎えた社員を対象に年限を設けて再度雇用契約を締結したものであり、当事業年度末の再雇用社員は121名となっております。
3. 契約社員とは1年を超えない期間又は有期プロジェクト毎の事業予定期間に基づいて雇用契約を締結しているものであり、当事業年度末の契約社員数は62名となっております。
4. 再雇用社員及び契約社員を含む臨時従業員の平均雇用人数を（外書）として記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年5月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,173百万円
株式会社西京銀行	1,467百万円
株式会社北洋銀行	1,000百万円
株式会社百五銀行	1,000百万円
株式会社西日本シティ銀行	1,000百万円

- (注) 1. 2022年5月31日現在の借入先について、残高金額の大きい金融機関を掲載しております。
2. 上記のほか、NNインベストメント・パートナーズ株式会社引受の私募債3,000百万円の残高がございます。

2. 会社の株式に関する事項（2022年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 98,255,000株（自己株式9,164,146株を含む。）
- (3) 株主数 13,307名（前期末比3,543名増加）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,375	8.27
株式会社ザイマックス	5,865	6.58
日本国土開発持株会	5,421	6.08
株式会社西京銀行	4,300	4.82
みずほ信託銀行株式会社 （一般財団法人日本国土開発未来研究財団口）	4,000	4.48
株式会社三菱UFJ銀行	3,500	3.92
アジア航測株式会社	3,189	3.57
東亜道路工業株式会社	3,005	3.37
日本基礎技術株式会社	2,900	3.25
三井住友海上火災保険株式会社	2,456	2.75

- (注) 1. 2022年5月31日現在の当社株主名簿より記載しております。
2. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てております。
3. 当社は、自己株式9,164,146株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 上記自己株式9,164,146株には「株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式1,037,500株、及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式197,400株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	23,900株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

① 処分した株式の種類及び数	普通株式 221,000株
② 処分価額の総額	77,350千円
③ 処分した目的	ストックオプションの権利行使
④ 処分した日	2021年11月24日、2022年4月4日 2022年5月25日、2022年5月26日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役が保有している新株予約権の状況

2018年11月20日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき350円
- ③ 新株予約権の行使期間 2020年11月21日から2028年11月20日
- ④ 新株予約権の行使条件

1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者又はこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任及び従業員の定年退職の場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

⑤ 当社取締役の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数		保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	40個	普通株式	4,000株	1名
取締役（監査等委員）	220個	普通株式	22,000株	2名

(2) その他の新株予約権の状況

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	朝 倉 健 夫	戦略本部長
取締役	曾 根 一 郎	管理本部長
取締役	望 月 尚 幸	事業部門統括 兼 建築事業本部長
取締役	高 津 浩 明	
取締役 (常勤監査等委員)	増 成 公 男	
取締役 (監査等委員)	大 橋 正 春	弁護士（東啓綜合法律事務所）
取締役 (監査等委員)	鴨 志 田 文 彦	独立行政法人国際交流基金 監事

- (注) 1. 高津浩明、大橋正春、鴨志田文彦の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役高津浩明氏、ならびに取締役（監査等委員）である大橋正春、鴨志田文彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 増成公男氏は当社の取締役や管理本部長等の要職を歴任しており、また、鴨志田文彦氏は金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有しており、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 増成公男氏は常勤の監査等委員であります。当社では日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

ご参考

当社は執行役員制度を導入しております。2022年6月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 社長執行役員	朝 倉 健 夫	執行役員	中 里 良 一
CEO (最高経営責任者)		執行役員	高 野 匡 裕
* 副社長執行役員	曾 根 一 郎	執行役員	藤 田 佳 久
COO (最高執行責任者)		執行役員	中小路 俊 幸 司
CFO (最高財務責任者)		執行役員	守 屋 乾 司
* 副社長執行役員	望 月 尚 幸	執行役員	小 島 伸 介
専務執行役員	井 上 智 智	執行役員	大 庭 薫 雄
専務執行役員	小 高 友 久	執行役員	富 樫 信 英
常務執行役員	上 阪 恒 雄	執行役員	大 友 峰 春
常務執行役員	笹 尾 佳 子	執行役員	田 仲 敏 征
常務執行役員	関 茂 樹		

(注) * 印の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行（不作為を含む）に関し、保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。

ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる取締役の員数（名）
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	165 (9)	83 (9)	67 (-)	14 (-)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34 (16)	34 (16)	-	-	3 (2)
合計	200	118	67	14	9

(注) 報酬等の総額、対象となる取締役の員数には2021年8月26日開催の当社第92期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役2名を含んでおります。

(5) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を取締役会の決議により定めておりその概要は以下のとおりです。

1) 報酬（監査等委員である取締役を除く。）の基本方針

- a. 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を強く動機づけるものであること
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）にとって、経営戦略・経営計画の完遂、年度計画の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること
- c. 持続的成長を担う優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- d. 株主との利益意識の共有を高めるものであること
- e. 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

2) 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、月例の固定報酬及び短期インセンティブとして毎年一定の時期に支給する金銭報酬（賞与）と中長期インセンティブとして毎年一定の時期に交付する譲渡制限付株式報酬等から構成される変動報酬とする。一定の基準額を達成した場合の各報酬の比率の目安は概ね50：35：15となるよう設計する。また、社外取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み、固定報酬のみとする。

3) 報酬決定方法

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、原則として役位に応じた基準額を上限に、当該個人の経歴、技能等を勘案し個別に決定する。
- b. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給される変動報酬の内、賞与報酬は、単年度業績に対する取締役のコミットメントとしての性質を勘案し、中期経営計画で定めた会社の業績目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。
- c. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給される変動報酬の内、株式報酬等は、中長期の当社グループの企業価値向上及び当社株主との利益の共有を図る観点から、中期経営計画で定めた会社の業績目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。

なお、当事業年度における「連結営業利益」の実績は、7,957百万円となりました。

4) 決定のプロセス

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬は、株主総会においてその総枠（株式報酬等付与のための金銭報酬債権の総額及び新株式発行又は自己株式処分に関する株式総数を含む）を決議し、各人別の報酬額は、取締役会の決議により、または、取締役会の決議による委任に基づき社長が決定する。
- b. 取締役会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定する際は、過半数を独立社外取締役で構成する任意に設置された指名・報酬委員会に諮問し、取締役会の答申を得ることとし、当該答申の内容を十分に尊重するものとする。
- c. 役員報酬の妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保するため、役員報酬規程の制改定は監査等委員会（社外取締役が過半数となる構成）における協議を経て、取締役会で決定する。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額240百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、2019年7月23日開催の取締役会におきまして、役員報酬規程の改定及び役員退職慰労金制度の廃止を決議し、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という）の導入を2019年8月29日開催の第90期定時株主総会において決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬のうち、本制度に基づき、支給する金銭報酬債権の総額を年額36百万円以内及び当社が新株式の発行又は自己株式の処分をする普通株式の総数を年10万株以内（社外取締役は付与対象外）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各人別の報酬額の内容の決定については、取締役会より指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において各人別の報酬等の内容と決定方針の整合性を確認したうえで答申しているため、取締役会においてもその答申を尊重し、各人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬額の決定方針

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定する。

当社監査等委員である取締役の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

取締役高津浩明氏、ならびに取締役（監査等委員）である大橋正春及び鴨志田文彦の両氏は社外取締役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）大橋正春氏は、東啓綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しています。同事務所が当社から収受している対価は、役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除き、過去3年間の平均で1千万円未満であり、当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。

取締役（監査等委員）鴨志田文彦氏は、独立行政法人国際交流基金の監事ですが、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

高津取締役は当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に企業において代表取締役として経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

大橋取締役は当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席して、主に弁護士としての専門の見地から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

鴨志田取締役は当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席して、主に金融機関ならびに一般企業における豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 54百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 54百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況等及び監査時間や報酬単価等の報酬見積りの算出根拠を確認し、必要な検証を行った結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬10百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、又はその他必要と判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取り組むための組織として、「内部統制推進委員会」を設置する。本委員会は、「内部統制推進委員会運営規程」の定めるところにより、コンプライアンス及びリスク管理を運営・推進する。また、内部監査部門として社長直轄組織の「内部統制推進室」を設置する。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき行動基準を明確にする。
- ③ 「コンプライアンス宣言」や前項の指針、規程ならびに取締役及び使用人が遵守しなければならない主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、取締役及び使用人への教育・研修を実施する。
- ④ 法令等違反に関する相談・通報を受付ける内部通報制度として内部通報規程を定め、社内窓口として内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置するほか、社外に外部窓口を設置する。
- ⑤ コンプライアンス確保のため、内部統制推進室による内部監査を、定期的実施する。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報に関する体制整備策として、取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、各種議事録及び決裁書類等の文書等により保存するものとし、それら文書等の保存期間その他の管理方法については、法令及び「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書取扱規程」等の社内規則の定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」を制定する。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。
- ② 受注案件等を審査する機関として「審査委員会」を設置し、受注リスクの防止・低減に努める。
- ③ 電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、取締役及び使用人の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役及び使用人の職務権限・役割分担及び重要事項決裁基準の明確化を通しての効率的な業務執行については、「職制分掌規程」、「稟議等決裁基準規程」の定めるところによる。
- ③ 「執行役員制度」の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と、経営効率の向上を図る。
- ④ 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を設置し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定できる体制とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業倫理行動指針」や「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等を子会社に準用するほか、「コンプライアンスハンドブック」の子会社への配布、コンプライアンス教育の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。
- ③ 子会社の業績、資金状況その他重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い当社への報告事項とする。
- ④ 当社は子会社に対し、必要に応じて、コンプライアンス担当部署を設置させる。

- ⑤ 内部統制推進室は、子会社の業務執行の適法性、効率性に関する監査を定期又は臨時に実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行なうため、監査等委員会の職務を補助する使用人を内部統制推進室に配置する。
- ② 上記補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 上記補助使用人は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じて、内部統制推進室に対して具体的な指示を行うことができる。指示を受けた内部統制推進室は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。
- (7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、必要に応じて、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等に必要事項を報告する。
- ③ 監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して職務の執行等に関し報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査等委員は、当社の取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に、その説明を求めることができるものとする。
- ⑤ 監査等委員は、内部統制システムの運営・推進状況を監視するため、「内部統制推進委員会」に出席するとともに、「コンプライアンス相談室」に対し、内部通報状況等の報告を求めることができるものとする。

(8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないように、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要なであると認められる費用又は債務を負担する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 内部統制推進室は、監査等委員会と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針及び監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告するなど、緊密な連携を保持する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する体制

- ① 内部統制推進委員会を3回開催し、コンプライアンス体制の整備や諸施策の実施状況の監視、確認及び今後の活動計画の策定を行い、企業倫理・法令遵守徹底によるコンプライアンス体制の確立を図っております。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」や主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を発行して全役職員に配布し、守るべき行動基準を明確にしております。
- ③ 内部通報窓口である「コンプライアンス相談室」及び外部窓口の設置を全役職員に周知しております。内部統制推進室は、「コンプライアンス相談室」の運用状況を内部統制推進委員会及び監査等委員会に報告しております。
- ④ コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、全役職員及びグループ会社を対象にコンプライアンス教育や、新入社員研修のほか、社内イントラネット上に各種コンプライアンスに関する行動指針や法改正、コンプライアンス教育資料等を掲載し、全役職員に対して継続的な教育・啓蒙活動を推進しております。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 受注案件等を審査する「審査委員会」を原則毎週開催して、受注リスクの防止・低減に努めております。
- ② 重要インシデントの抽出、対策の検討を行い、その結果を内部統制推進委員会、取締役会に報告しております。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策として、社長を本部長とする対策本部において、感染拡大防止策を実施しております。
- ④ BCP（事業継続計画）を策定し、これに基づく安否確認訓練、避難訓練を実施しております。
- ⑤ 情報セキュリティ委員会を2回開催し、グループ全体の情報セキュリティ向上を図っております。また、全役職員を対象に、情報セキュリティ教育を実施しました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

- ① 取締役会を17回開催し、業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行いました。
- ② 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を25回開催し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定しました。

(4) グループ会社の経営管理に関する体制

- ① 関係会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めること等を定めた「関係会社管理規程」を制定し、これにより管理する体制としております。また、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しております。
- ② 子会社の役員及び使用人のコンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、コンプライアンス教育を、当社と同様に子会社においても実施しております。

(5) 監査等委員会への報告、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

- ① 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、社長、会計監査人、内部統制推進室との定期的な会合において、情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。また、各部署及び子会社から適宜業務現況等の報告を受けております。
- ② 監査等委員及び監査等委員会による円滑な監査遂行のため、監査等委員会の事務局を内部統制推進室内に設置しております。

(6) 内部監査に関する体制

内部統制推進室は、会社及び子会社の業務執行の適法性、効率性等に関する監査を定期的にも実施し、内部統制システムの整備運用状況を監視・指導しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、株主還元については、目標とした配当性向30%を継続的に実施してきましたが、今後はより継続的に安定した株主還元を実施するため、株主資本を基準とする「DOE」を採用します。各年度で「DOE2.5~3.0%」水準の達成を目標とし、合わせて機動的に自己株式を取得するなど中長期的な株主価値向上を目指します。

また、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、中間配当と期末配当の年2回の配当を継続して実施してまいります。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	110,532	I 流動負債	43,809
現金預金	47,591	支払手形・工事未払金等	23,447
受取手形・完成工事未収入金等	47,541	短期借入金	1,151
販売用不動産	5,645	リース債務	182
販売用発電設備	238	未払法人税等	1,858
未成工事支出金	866	未成工事受入金	7,282
開発事業等支出金	2,933	開発事業等受入金	25
その他の棚卸資産	290	預り金	4,724
立替金	1,335	完成工事補償引当金	780
その他	4,094	工事損失引当金	114
貸倒引当金	△4	役員賞与引当金	48
		事業整理損失引当金	142
		その他	4,049
II 固定資産	44,192	II 固定負債	30,968
1 有形固定資産	29,951	社債	3,000
建物・構築物	6,688	長期借入金	24,101
機械・運搬具	11,098	リース債務	1,599
工具器具・備品	320	繰延税金負債	174
土地	8,158	退職給付に係る負債	518
リース資産	1,476	役員退職慰労引当金	27
建設仮勘定	2,208	株式給付引当金	529
		訴訟損失引当金	7
		その他	1,010
2 無形固定資産	1,817	負債合計	74,778
のれん	933	純資産の部	
その他	883	I 株主資本	77,823
		資本金	5,012
3 投資その他の資産	12,424	資本剰余金	18,551
投資有価証券	8,249	利益剰余金	56,427
長期貸付金	38	自己株式	△2,168
破産更生債権等	7	II その他の包括利益累計額	1,324
繰延税金資産	162	その他有価証券評価差額金	1,626
退職給付に係る資産	1,647	繰延ヘッジ損益	△38
その他	2,350	退職給付に係る調整累計額	△262
貸倒引当金	△31	III 非支配株主持分	797
資産合計	154,724	純資産合計	79,946
		負債及び純資産合計	154,724

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2021年6月 1日
至 2022年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,012	18,450	51,348	△2,425	72,386
当期変動額					
剰余金の配当			△2,310		△2,310
親会社株主に帰属する当期純利益			7,389		7,389
自己株式の処分		72		257	329
連結子会社株式の取得による持分の増減		28			28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	101	5,079	257	5,437
当期末残高	5,012	18,551	56,427	△2,168	77,823

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,619	－	△175	1,444	380	74,211
当期変動額						
剰余金の配当						△2,310
親会社株主に帰属する当期純利益						7,389
自己株式の処分						329
連結子会社株式の取得による持分の増減						28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	△38	△86	△119	417	298
当期変動額合計	6	△38	△86	△119	417	5,735
当期末残高	1,626	△38	△262	1,324	797	79,946

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	93,646	I 流動負債	38,269
現金預金	35,329	支払手形	11
受取手形	1,463	電子記録債務	3,358
電子記録債権	832	工事未払金	18,243
完成工事未収入金	41,576	短期借入金	40
リース投資資産	76	リース債務	182
販売用不動産	5,645	未払法人税等	1,725
販売用発電設備	238	未成工事受入金	6,691
未成工事支出金	469	開発事業等受入金	21
開発事業等支出金	2,933	預り金	4,627
短期貸付金	54	完成工事補償引当金	780
立替金	1,324	工事損失引当金	114
未収消費税等	2,950	事業整理損失引当金	142
その他	755	その他	2,329
貸倒引当金	△4	II 固定負債	20,609
II 固定資産	39,850	長期借入金	14,647
1 有形固定資産	15,993	社債	3,000
建物・構築物	5,289	リース債務	1,599
機械・運搬具	1,279	繰延税金負債	199
工具器具・備品	286	株式給付引当金	529
土地	6,766	訴訟損失引当金	7
リース資産	1,476	長期未払金	297
建設仮勘定	895	その他	328
2 無形固定資産	705	負債合計	58,878
3 投資その他の資産	23,151	純資産の部	
投資有価証券	14,353	I 株主資本	73,060
関係会社株式	4,442	1 資本金	5,012
長期貸付金	1,438	2 資本剰余金	17,910
破産更生債権等	7	資本準備金	14,314
長期前払費用	176	その他資本剰余金	3,596
前払年金費用	1,965	3 利益剰余金	52,305
その他	786	その他利益剰余金	52,305
貸倒引当金	△18	固定資産圧縮積立金	339
資産合計	133,497	別途積立金	43,000
		繰越利益剰余金	8,965
		4 自己株式	△2,168
		II 評価・換算差額等	1,559
		その他有価証券評価差額金	1,559
		純資産合計	74,619
		負債及び純資産合計	133,497

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年6月 1日
至 2022年5月31日

(単位：百万円)

I	高 高 上 上 事 事 工 工 業 業 等 等 成 成 事 事 業 業 上 上 発 発 開 開 売 売	100,159 12,916	113,075
II	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益	91,815 6,898	98,714
III	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益	8,343 6,017	14,360
IV	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益		7,502
V	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益		6,858
VI	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益	1,165 625 33	1,824
VII	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益	95 61 32 79	269
VIII	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益		8,413
IX	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益	21 198 1,869 1	2,091
X	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益	4 7 0	12
XI	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益	2,987 △305	10,492
XII	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益		2,681
XIII	高 高 上 上 原 原 事 事 等 等 売 売 上 上 原 原 利 利 益 益		7,811

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年6月 1日
至 2022年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5,012	14,314	3,523	17,837	841	38,000	7,962	46,803
当期変動額								
剰余金の配当							△2,310	△2,310
別途積立金の積立						5,000	△5,000	－
固定資産圧縮積立 金の取崩					△502		502	－
当期純利益							7,811	7,811
自己株式の処分			72	72				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	72	72	△502	5,000	1,003	5,501
当期末残高	5,012	14,314	3,596	17,910	339	43,000	8,965	52,305

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,425	67,229	1,552	1,552	68,781
当期変動額					
剰余金の配当		△2,310			△2,310
別途積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立 金の取崩		－			－
当期純利益		7,811			7,811
自己株式の処分	257	329			329
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			6	6	6
当期変動額合計	257	5,831	6	6	5,837
当期末残高	△2,168	73,060	1,559	1,559	74,619

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月12日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會澤正志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大山顕司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本国土開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月12日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 會澤正志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大山顕司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月12日

日本国土開発株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 増成公男 ㊟
監査等委員 大橋正春 ㊟
監査等委員 鴨志田文彦 ㊟

- (注) 監査等委員 大橋正春及び鴨志田文彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：日本国土開発株式会社 本社 3階会議室

東京都港区赤坂四丁目9番9号



交通

東京メトロ

丸ノ内線 銀座線「赤坂見附」駅下車 徒歩約10分

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を図るため、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

日本国土開発株式会社

UD FONT

見やすく読みましがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。